

6 申請に必要な書類

(1) 必ず提出するもの

申込児童ごとに必要書類を提出してください。

提出書類	備考
① 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書	
② 家庭状況調査 (1) (2) (様式1および2)	様式2は該当がなくても未記入(白紙)で提出
③ 扶養児童等調査書 (様式3)	きょうだい関係について、同居・別居にかかわらず生計が同一の場合はすべて記入。別居の場合、生計が一つであることがわかる証明書類(健康保険被保険者証の写し等)を添付。
④ 保育を必要とする事由を証明する書類	P9 参照

※書類提出の際は、別冊「教育・保育給付認定(保育認定)申請書兼保育所等入所申込書」の必要書類チェック表もご活用ください。

※2・3号認定のまま転園を希望する場合や、1号認定で認定こども園を利用していたが、新年度から2号認定での利用を希望される場合は、**新規扱いでの利用調整**を行います。

※転入前申込みの方は、転入後忘れずに「教育・保育給付認定(変更・再交付)申請書兼変更届」を提出してください。

(2) 家庭状況に応じて提出するもの

該当がある場合は次の書類も提出してください。

家庭状況	提出書類
ひとり親家庭	『ひとり親家庭医療費受給資格者証』の写し、または、『戸籍謄本』 ※その他(行方不明・拘禁等)に該当する方は別途ご相談ください。
同居親族に障がい者がいる(右記手帳等を交付されている場合)	『身体障がい者手帳』、『療育手帳』、『特別児童扶養手当証書』 『精神障がい者手帳』、『障がい基礎年金等の年金証書』いずれかの写し
i) 令和3年1月1日現在、伊達市に住所がなかった方※1 ii) 令和3年度市町村民税を他市町村に納めている方※1	i) 令和3年1月1日現在の住所地における令和3年度所得課税証明書※1 ii) 令和3年度市町村民税を納めている市町村発行の令和3年度所得課税証明書※1 ◎教育・保育給付認定申請書にマイナンバーの記入がある場合は提出を省略することが可能です。ただし、家庭状況によっては、後日提出依頼する場合があります。 ◎扶養に入っている場合や非課税の場合も必要です。未提出の場合、保育料を算定できないため、提出があるまでは 保育料の最高階層の世帯とみなして保育料を算定することになります。

※1 令和4年9月以降入園希望申込者については『令和3年』部分を『令和4年』に置き換えてください。
・生活保護受給、里親委託等は別途ご相談ください。

(3) 保育を必要とする事由を証明する書類

※世帯員（世帯分離している同居者を含む）全員分。

ただし、65歳以上の祖父母等や18歳以下の学生（高校生まで）・児童は除く。

必要書類 事由（状況） [注意事項]	就労 証明書 ※1	自営業 ・農業 申立書	就学 状況 申立書	保育必 要事由 申立書 (就労 ・就学 以外)	育児休 暇取得 証明書 兼継続 入所申 出書	求職 活動 申立書	添 付 書 類	添付書類名
	様式4	様式5	様式6	様式7	様式8	様式9		
1 就労（会社勤務・内職）※2	●							
2 就労（自営業・農業）		●						
3 産休・育休後に入園希望※3 [産休・育休取得期間を必ず記入]	●							
4 妊娠・出産				●			●	母子手帳の写し（①表紙、②出産予定日記載ページ）
5 疾病・障がい				●			●	診断書（原本）もしくは障がい者手帳、特別児童扶養手当証書の写し
6 介護・看護				●			●	診断書（原本）もしくは介護保険証、障がい者手帳等の写し
7 災害復旧				●			●	罹災証明書の写し等
8 求職活動（起業準備含む）						●	● ※4	離職日がわかる書類（雇用保険離職票、雇用保険受給資格者証の写し等）
9 就学・職業訓練			●				●	在学証明書や、学生証（写し）等
10 虐待・DV							●	相談機関が発行する任意の証明書
11 育児休業中の継続利用 [新規申込者は受付できません]					●			

※1 父母（保護者）以外の世帯員分は、本人が勤務し、勤務先が記載されている健康保険証（社会保険加入が本人の場合のみ）の写しでも可。（被保険者の記号と番号部分は黒塗りするなどマスキングをお願いします。）
勤務先の記載がない場合は、手書きで記入してください。

※2 就労先が2か所以上ある場合は、すべての就労先から取得してください。

※3 育児休暇・出産休暇中から職場復帰した場合、2週間以内に『就労証明書（様式4）』を提出してください。

※4 入園後に父母（保護者）が仕事を辞めて「就労」から「求職活動」に事由が変更となる場合は、変更届に離職日がわかる書類を添付して提出してください。

ただし、「就労」以外の事由から「求職活動」に変更となる場合や、入園前に「求職活動」の事由で新規申込する場合は、離職日がわかる書類の添付は不要となります。

(4) 申請時に持参するもの

- 申請者（「教育・保育給付認定（変更）申請書」の保護者欄に記載した方）のマイナンバーカード、通知カードまたはマイナンバー記載の住民票（写し可）
- 提出者（書類を提出に来た方）の身元確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）